

## 1. 評価結果概要表

## 【評価実施概要】

事業所番号	4071201513
法人名	株式会社 末広福祉会
事業所名	グループホーム フラワーガーデン
所在地	福岡県福岡市西区拾六町1丁目21-11 (電話) 092-883-2223

評価機関名	福岡県社会福祉協議会		
所在地	福岡県春日市原町3-1-7		
訪問調査日	平成20年2月8日	評価確定日	平成20年3月11日

## 【情報提供票より】 (平成20年1月5日事業所記入)

## (1) 組織概要

開設年月日	昭和・平成 18年 3月 1日
ユニット数	2 ユニット 利用定員数計 18 人
職員数	14 人 常勤 14人, 非常勤 2人, 常勤換算 14.7人

## (2) 建物概要

建物構造	鉄筋コンクリート 造り
	3 階建ての ~ 1 階部分

## (3) 利用料金等(介護保険自己負担分を除く)

家賃(平均月額)	45,000 円	その他の経費(月額)	円	
敷金	(有) (300,000 円)	無		
保証金の有無 (入居一時金含む)	(有) (居室補修費) 無	有りの場合 償却の有無	有 / (無)	
食材料費	朝食	300 円	昼食	400 円
	夕食	650 円	おやつ	50 円
	または1日当たり	1,400 円		

## (4) 利用者の概要 (平成20年1月5日現在)

利用者人数	18 名	男性	4 名	女性	14 名
要介護1	5 名	要介護2	3 名		
要介護3	4 名	要介護4	6 名		
要介護5	0 名	要支援2	0 名		
年齢	平均 84.8 歳	最低	76 歳	最高	97 歳

## (5) 協力医療機関

協力医療機関名	華林堂病院・おおつかクリニック・はまだ歯科・皆良田眼科・川浪病院
---------	----------------------------------

## 【外部評価で確認されたこの事業所の特徴】

事業所は公営の大きな団地に道を隔てて接し、近くには郊外型の大型商業施設があるが、周囲はまだ田園風景が残る一角にある。3階建ての2・3階は有料老人ホームで、1階がデイサービスとグループホームになっている。建物の中央には中庭があり、木の緑とベンチがあり、明るさと安らぎを与えている。理念にある「笑顔」と「感動」を特に大切にし、それは日々のケアの中で実現されている。他の事業所との差別化として「レクリエーションの充実」掲げ、書道をはじめ文化サークルに外部のボランティア講師を招いて、取り組んでいる。また、健康管理室にリハビリ器具を設置し、体力維持・向上に取り組み、利用者の明るい元気な声が聞こえる事業所である。

## 【重点項目への取組状況】

重点項目①	前回評価での主な改善課題とその後の取組、改善状況(関連項目:外部4)
	前回評価での改善課題については、改善シートを作成している。「地域とのつきあい」について夏祭り地域の人を招待することから始め、地域清掃に職員が参加する等、評価を活かして具体的な改善に取り組んでいる。
重点項目②	今回の自己評価に対する取り組み状況(関連項目:外部4)
	自己評価は、まず職員間で項目を分担し、その後、全職員で検討して取り組んでいる。
重点項目③	運営推進会議の主な討議内容及びそれを活かした取り組み(関連項目:外部4, 5, 6)
	運営推進会議を定期的開催し、利用者・サービスの実績、評価への取り組み状況等について報告や話し合いを行っている。自治会長の参加を得て地域行事への参加が広がる等、そこでの意見をサービス向上に反映させている。
重点項目④	家族の意見、苦情、不安への対応方法・運営への反映(関連項目:外部8, 9)
	日常的に苦情相談窓口を説明している。家族来訪時には要望・意見を聴取するよう努め、入浴支援について見直す等、意見を運営に反映させている。
重点項目④	日常生活における地域との連携(関連項目:外部3)
	町会に加入している。事業所便りは自治会長・民生委員児童委員に配布し、ボランティアの受入れを行っている。地域の敬老会へ参加したり、中学校の文化祭を見学する等、地元の人々と交流することに努めている。

項目番号		項目	取り組みの事実 (実施している内容・実施していない内容)	○印 (取り組みを期待したい項目)	取り組みを期待したい内容 (すでに取り組んでいることも含む)
外部	自己				
<b>【I 理念に基づく運営】</b>					
<b>1. 理念の共有</b>					
1	1	○地域密着型サービスとしての理念  地域の中でその人らしく暮らし続けることを支えているサービスとして、事業所独自の理念をつくりあげている	法人理念の下に事業所独自の理念があり、「住み慣れた場所で生活できるように支援」という地域密着型の視点が含まれている。		
2	2	○理念の共有と日々の取り組み  管理者と職員は、理念を共有し理念の実践に向けて日々取り組んでいる	理念の共有は毎日の引継ぎや月1回の会議の中で確認し、共有化を図っている。		
<b>2. 地域との支え合い</b>					
3	5	○地域とのつきあい  事業所は孤立することなく地域の一員として、自治会、老人会、行事等、地域活動に参加し、地元の人々と交流することに努めている	町会に加入している。事業所便りは自治会長・民生委員児童委員に配布し、ボランティアの受け入れを行っている。地域の敬老会へ参加したり、中学校の文化祭を見学する等、地元の人々と交流することに努めている。		
<b>3. 理念を実践するための制度の理解と活用</b>					
4	7	○評価の意義の理解と活用  運営者、管理者、職員は、自己評価及び外部評価を実施する意義を理解し、評価を活かして具体的な改善に取り組んでいる	自己評価は、まず職員間で項目を分担し、その後、全職員で検討して取り組んでいる。前回評価での改善課題については、改善シートを作成している。「地域とのつきあい」について夏祭り地域の人を招待することから始め、地域清掃に職員が参加する等、評価を活かして具体的な改善に取り組んでいる。		
5	8	○運営推進会議を活かした取り組み  運営推進会議では、利用者やサービスの実際、評価への取り組み状況等について報告や話し合いを行い、そこでの意見をサービス向上に活かしている	運営推進会議を定期的に行い、利用者・サービスの実際、評価への取り組み状況等について報告や話し合いを行っている。自治会長の参加を得て地域行事への参加が広がる等、そこでの意見をサービス向上に反映させている。		

項目番号		項目	取り組みの事実 (実施している内容・実施していない内容)	○印 (取り組みを期待したい項目)	取り組みを期待したい内容 (すでに取り組んでいることも含む)
外部	自己				
6	9	○市町村との連携  事業所は、市町村担当者と運営推進会議以外にも行き来する機会をつくり、市町村とともにサービスの質の向上に取り組んでいる	業務を通して行政との連絡は密に取っており、その他相談をしたりする等、協力体制・連携も取られている。		
7	10	○権利擁護に関する制度の理解と活用  管理者や職員は、地域権利擁護事業や成年後見制度について学ぶ機会を持ち、個々の必要性を関係者と話し合い、必要な人にはそれらを活用できるよう支援している	運営推進会議の場を利用して、区の職員に「権利擁護」の話をしてもらい、職員・家族への理解を深める機会を持っている。参加できなかった職員には伝達研修を行っている。制度について入居時に家族等へ説明している。		
<b>4. 理念を実践するための体制</b>					
8	14	○家族等への報告  事業所での利用者の暮らしぶりや健康状態、金銭管理、職員の異動等について、家族等に定期的及び個々にあわせた報告をしている	2ヶ月に1回、事業所便りを発行し、利用者にも分かるように写真を多用する等、家族と共に楽しめるよう工夫している。利用者の近況・健康状態は、担当職員の手紙や来訪家族にその都度報告し、来訪の少ない家族や緊急時は電話連絡をしている。金銭管理については、月1回、領収書等のコピーを家族等へ郵送している。		
9	15	○運営に関する家族等意見の反映  家族等が意見、不満、苦情を管理者や職員ならびに外部者へ表せる機会を設け、それらを運営に反映させている	日常的に苦情相談窓口を説明している。家族来訪時には要望・意見を聴取するよう努め、入浴支援について見直す等、意見を運営に反映させている。		
10	18	○職員の異動等による影響への配慮  運営者は利用者が馴染みの管理者や職員による支援を受けられるように、異動や離職を必要最小限に抑える努力をし、代わる場合は、利用者へのダメージを防ぐ配慮をしている	引継ぎにあたっては十分な期間を取っている。馴染みの関係を作るために、日常的にユニット間の利用者・職員の交流を行い、代わる場合の利用者へのダメージを防ぐ配慮をしている。		

項目番号		項目	取り組みの事実 (実施している内容・実施していない内容)	○印 (取り組みを期待したい項目)	取り組みを期待したい内容 (すでに取り組んでいることも含む)
外部	自己				
<b>5. 人材の育成と支援</b>					
11	19	○人権の尊重 法人代表者及び管理者は、職員の募集・採用にあたっては性別や年齢等を理由に採用対象から排除しないようにしている。 また、事業所で働く職員についても、その能力を發揮して生き生きとして勤務し、社会参加や自己実現の権利が十分に保証されるよう配慮している	職員の募集・採用にあたっては、性別や年齢等を理由に採用対象から排除しないようにしている。働きやすい労働環境と整え、意見等が十分言えるよう配慮しており、職員は生き活きと勤務している。		
12	20	○人権教育・啓発活動 法人代表者及び管理者は、入居者に対する人権を尊重するために、職員等に対する人権教育、啓発活動に取り組んでいる	人権教育については、運営推進会議にて行政から直接指導等を受け、全職員で共有している。また、日常的に管理者が職員へ利用者への対応・言葉遣い等について注意を促している。		
13	21	○職員を育てる取り組み 運営者は、管理者や職員を段階に応じて育成するための計画をたて、法人内外の研修を受ける機会の確保や、働きながらトレーニングしていくことを進めている	内外研修を実施し、他の職員へ伝達研修を行い、全職員で研修内容を共有している。		
14	22	○同業者との交流を通じた向上 運営者は、管理者や職員が地域の同業者と交流する機会を持ち、ネットワークづくりや勉強会、相互訪問等の活動を通じて、サービスの質を向上させていく取り組みをしている	事業所のネットワークに参加し、情報交換等を行っている。管理者・職員共に他の事業所と定期的に交流を持ち、サービスの質の向上に努めている。		
<b>【Ⅱ 安心と信頼に向けた関係づくりと支援】</b>					
<b>1. 相談から利用に至るまでの関係づくりとその対応</b>					
15	28	○馴染みながらのサービス利用 本人が安心し、納得した上でサービスを利用するために、サービスをいきなり開始するのではなく、職員や他の利用者、場の雰囲気徐々に馴染めるよう家族等と相談しながら工夫している	利用前に体験入居を行い、馴染みながらの利用に繋げている。病院からの入居については入院病院を訪問し、十分な情報収集を行っている。		

項目番号		項目	取り組みの事実 (実施している内容・実施していない内容)	○印 (取り組みを期待したい項目)	取り組みを期待したい内容 (すでに取り組んでいることも含む)
外部	自己				
<b>2. 新たな関係づくりとこれまでの関係継続への支援</b>					
16	29	○本人と共に過ごし支えあう関係  職員は、本人を介護される一方の立場におかず、一緒に過ごしながらか喜怒哀楽を共にし、本人から学んだり、支えあう関係を築いている	職員は、ちょっとしたことでも利用者と喜びを共にする場面を大切にす等、本人から学んだり、支えあう関係を築いている。		
<b>【Ⅲ その人らしい暮らしを続けるためのケアマネジメント】</b>					
<b>1. 一人ひとりの把握</b>					
17	35	○思いや意向の把握  一人ひとりの思いや暮らし方の希望、意向の把握に努めている。困難な場合は、本人本位に検討している	利用者には担当職員がおり、積極的な言葉かけを行い、意思疎通が困難な利用者には表情や行動を観察し、家族の情報を基に意向の把握に努めている。		
<b>2. 本人がより良く暮らし続けるための介護計画の作成と見直し</b>					
18	38	○チームでつくる利用者本位の介護計画  本人がより良く暮らすための課題とケアのあり方について、本人、家族、必要な関係者と話し合い、それぞれの意見やアイデアを反映した介護計画を作成している	利用者・家族及び職員の意見や気づきを反映した個別具体的な介護計画を作成している。介護計画は、家族の署名・押印がある。		
19	39	○現状に即した介護計画の見直し  介護計画の期間に応じて見直しを行うとともに、見直し以前に対応できない変化が生じた場合は、本人、家族、必要な関係者と話し合い、現状に即した新たな計画を作成している	3ヶ月に1回、定期的な見直しをし、状態が変化した場合は適宜に行っている。		
<b>3. 多機能性を活かした柔軟な支援</b>					
20	41	○事業所の多機能性を活かした支援  本人や家族の状況、その時々々の要望に応じて、事業所の多機能性を活かした柔軟な支援をしている	利用者が入院した際は、利用者を見舞いながら、本人・家族・医療機関と連携を図り、早期退院へ向けて取り組んでいる。		

項目番号		項目	取り組みの事実 (実施している内容・実施していない内容)	○印 (取り組みを期待したい項目)	取り組みを期待したい内容 (すでに取り組んでいることも含む)
外部	自己				
<b>4. 本人がより良く暮らし続けるための地域資源との協働</b>					
21	45	○かかりつけ医の受診支援 本人及び家族等の希望を大切にし、納得が得られたかかりつけ医と事業所の関係を築きながら、適切な医療を受けられるように支援している	契約時に、かかりつけ医の受診希望を聴き、対応している。また通院時は事業所の車で担当職員と一緒に通院している。事業所では2週間に1回の往診がある。		
22	49	○重度化や終末期に向けた方針の共有 重度化した場合や終末期のあり方について、できるだけ早い段階から本人や家族等ならびにかかりつけ医等と繰り返し話し合い、全員で方針を共有している	重度化した場合や終末期のあり方についての対応方針がある。家族等へ折に触れて方針の説明をし、利用者が重度化した場合は、本人、家族、医師、職員で話し合い、全員で方針を共有している。		
<b>【IV その人らしい暮らしを続けるための日々の支援】</b>					
<b>1. その人らしい暮らしの支援</b>					
<b>(1) 一人ひとりの尊重</b>					
23	52	○プライバシーの確保の徹底 一人ひとりの誇りやプライバシーを損ねるような言葉かけや対応、記録等の個人情報の取り扱いをしていない	プライバシーに配慮した声かけや介護を行っている。内部研修やミーティングで、管理者が気づいた時点で日々の関わり方について職員に注意を促す等、職員の意識の向上に努めている。		
24	54	○日々のその人らしい暮らし 職員側の決まりや都合を優先するのではなく、一人ひとりのペースを大切にし、その日をどのように過ごしたいか、希望にそって支援している	基本的な一日の流れはあるが、利用者本人の、その時の気持ちを尊重した対応をしている。		
<b>(2) その人らしい暮らしを続けるための基本的な生活の支援</b>					
25	56	○食事を楽しむことのできる支援 食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員と一緒に準備や食事、片付けをしている	食事は外部に委託し、毎食一品のみ利用者と職員と一緒に作り、全員で同じ物を食べ、会話を楽しみながら食事を支援している。		

項目番号		項目	取り組みの事実 (実施している内容・実施していない内容)	○印 (取り組みを期待したい項目)	取り組みを期待したい内容 (すでに取り組んでいることも含む)
外部	自己				
26	59	○入浴を楽しむことができる支援  曜日や時間帯を職員の都合で決めてしまわずに、一人ひとりの希望やタイミングに合わせて、入浴を楽しめるように支援している	おおまかな入浴時間の設定はあるが、利用者、家族の希望に合わせて、週3回は必ず入浴できるように工夫している。		
<b>(3) その人らしい暮らしを続けるための社会的な生活の支援</b>					
27	61	○役割、楽しみごと、気晴らしの支援  張り合いや喜びのある日々を過ごせるように、一人ひとりの生活歴や力を活かした役割、楽しみごと、気晴らしの支援をしている	事業所には広い庭と畑があり、草取り、水まき、屋内での編み物等、一人ひとりの得意分野で楽しみや気晴らしの支援をしている。		
28	63	○日常的な外出支援  事業所の中だけで過ごさずに、一人ひとりのその日の希望にそって、戸外に出かけられるよう支援している	暖かな季節には近くの小川の土手を散策し、週1回の買い物、週1～2回のドライブ、月1回の外食等、利用者の希望に応じて戸外に出かけられるよう支援している。		
<b>(4) 安心と安全を支える支援</b>					
29	68	○鍵をかけないケアの実践  運営者及び全ての職員が、居室や日中玄関に鍵をかけることの弊害を理解しており、鍵をかけないケアに取り組んでいる	日中、居室や玄関、庭への出入口は施錠していない。職員は利用者の外出傾向を把握し、見守りや付き添いを行っている。		
30	73	○災害対策  火災や地震、水害等の災害時に、昼夜を問わず利用者が避難できる方法を身につけ、日ごろより地域の人々の協力を得られるよう働きかけている	マニュアルを作成している。年2回、消防署の協力を得て、母体法人と避難訓練をしている。非常用食料や備品の準備をしている。	○	今後はいざという時のために事業所だけの訓練ではなく、地域住民の参加や協力を得ながら避難訓練等を実施してほしい。

項目番号		項目	取り組みの事実 (実施している内容・実施していない内容)	○印 (取り組みを期待したい項目)	取り組みを期待したい内容 (すでに取り組んでいることも含む)
外部	自己				
<b>(5) その人らしい暮らしを続けるための健康面の支援</b>					
31	79	○栄養摂取や水分確保の支援  食べる量や栄養バランス、水分量が一日を通じて確保できるよう、一人ひとりの状態や力、習慣に応じた支援をしている	栄養摂取量は全利用者分の記録があり、水分摂取量は一部利用者分の記録がある。月1回、栄養士から記録を基にアドバイスを受けている。	○	一人ひとりの水分摂取量について、大まかに把握してほしい。
<b>2. その人らしい暮らしを支える生活環境づくり</b>					
<b>(1) 居心地のよい環境づくり</b>					
32	83	○居心地のよい共用空間づくり  共用の空間（玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等）は、利用者にとって不快な音や光がないように配慮し、生活感や季節感を採り入れて、居心地よく過ごせるような工夫をしている	共用空間は間接照明や暖色系でまとめられ、広い庭に面したガラス戸は広く、ゆっくり眺められるようにソファを設置し、共用空間から居室の床材は滑らないように利用者に配慮している。利用者作成の書や花等を飾り、生活感や季節感を採り入れている。また不快な音や光はない。		
33	85	○居心地よく過ごせる居室の配慮  居室あるいは泊まりの部屋は、本人や家族と相談しながら、使い慣れたものや好みのものを活かして、本人が居心地よく過ごせるような工夫をしている	使い慣れた調度品を設置し、それぞれが個性的な空間となっている。		

※  は、重点項目。